外国人材雇用企業における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査結果等について

令和2年9月17日 商工労働局

1 趣 旨

外国人材を雇用している県内企業における新型コロナウイルス感染症の影響を把握するため、県内外 国人労働者に占める割合が高い技能実習生の現状について、県内のすべての外国人技能実習監理団体(以 下「監理団体」)を対象として調査を行った。

2 調査の概要

- (1)調査対象 県内の監理団体 157団体
- (2) 調査方法 郵送により調査票送付、ファックス又は電子メールにて回答
- (3) 調査期間 令和2年8月6日~8月24日
- (4) 回答数 77団体(回収率49.0%)
- (5) 結果概要

ア 入国制限による影響について

- (ア) 認定された計画どおりに受入れが進まないことによる実習実施者(受入企業)からの相談 「ある」: 74.0% (57 団体/77 団体), 「ない」: 24.7% (19 団体/77 団体)
- (イ) 相談がある実習実施者の業種(複数回答可)

「機械・金属」: 36.8% (21 団体/57 団体), 「建設」: 35.1% (20 団体/57 団体),

「食品製造」: 31.6% (18 団体/57 団体),「介護」: 14.0% (8 団体/57 団体),

「プラスチック成形」: 14.0% (8 団体/57 団体)

(ウ) 相談がある実習実施者における対応(複数回答可)

「実習修了後の元実習生の在留資格変更により補充※」: 64.9%(37団体/57団体),

「国内人材(実習生以外)により補充」: 38.6% (22 団体/57 団体),

「実習生の出身国での待機」: 14.0% (8 団体/57 団体),

「実習実施の断念」: 12.3% (7団体/57団体),

「他の実習実施者からの転籍受入れにより補充」: 10.5% (6団体/57団体)

※ 本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動(6か月,更新可·就労可)」への変更により、実習と同一の業務で就労することができる。

イ 帰国困難者の状況について

(ア) 実習終了後、帰国困難となっている元実習生の有無

「いる」: 74.0% (57 団体/77 団体),「いない」: 24.7% (19 団体/77 団体)

(イ)帰国困難となっている元実習生の対応※(複数回答可)

※ 本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動(6か月,更新可・就労可)」への変更により、実習と同一の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動(6か月,更新可・就労不可)」への変更に よる継続滞在も可能。

① 就労できる在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更:100%(57団体/57団体) 【具体的な対応】

「実習と同一作業・同一の企業での就労継続」: 98.2% (56 団体/57 団体),

「実習と同一作業・実習と異なる企業での就労継続」: 8.8% (5 団体/57 団体),

② 就労できない在留資格「特定活動(6か月:就労不可)」等へ変更:26.3%(15団体/57団体) 【監理団体における支援】

「生活の支援(宿泊施設の提供、食費支援等)」: 22.8%(13団体/57団体),

「その他(雇用保険の手続支援等)」: 10.5%(6団体/57団体)

ウ 実習実施困難時の対応について

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響による実習実施困難時届※の有無

- 「届出あり」: 20.8%(16 団体/77 団体), 「届出なし」: 77.9%(60 団体/77 団体) ※ 外国人技能実習機構(以下「機構」)において実習計画の認定を受けた後に、実施が困難となった場合は、機構への 実習実施困難時届出書の提出が必要。計画認定後に実習生が出身国を出国できない場合も届出が必要。
- (イ) 実習実施困難となった業種(複数回答可)

「建設」: 43.8% (7 団体/16 団体),「食品製造」: 18.8% (3 団体/16 団体),

「機械・金属」: 12.5% (2団体/16団体),「プラスチック成形」: 12.5% (2団体/16団体),

「工業包装」: 12.5% (2 団体/16 団体)

(ウ) 実習実施困難となった場合の対応(複数回答可)

「「特定活動(最大1年・就労可)※」への変更により他企業で就労継続」: 18.8% (3 団体/16 団体),「雇用調整助成金(教育訓練を含む。)の活用」: 18.8% (3 団体/16 団体),

「実習生の出身国での待機等」: 18.8% (3団体/16団体),

「実習生の帰国」: 18.8% (3団体/16団体),

「実習と同一作業で他の実習先に転籍」: 12.5% (2団体/16団体),

「雇用保険(基本手当)の申請」: 12.5% (2 団体/16 団体)

※ 経営悪化等により実習実施が困難となった場合,特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は,特定産業分野(介護,農業等の14分野)で就労が認められる「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能。

解雇等され就労継続が困難となった在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」などの外国人や、実習修了後に帰国が困難な元実習生も対象。この措置に併せて出入国在留管理庁は求人事業者とのマッチング支援等の就労継続支援を実施。

エ 監理団体における雇用維持等に関する支援制度の認知・周知の状況

() 内は監理団体数

		. ,	ш-ты г-ж
支援制度	認知	周知	
		企業	実習生
雇用調整助成金	90.9%	84.4%	53. 2%
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	(70/77)	(65/77)	(41/77)
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	74.0%	70. 1%	44. 2%
	(57/77)	(54/77)	(34/77)
雇用保険(基本手当)給付	74.0%	66. 2%	46.8%
	(57/77)	(51/77)	(36/77)
「解雇等された外国人の方への就労継続支援」	61.0%	53. 2%	40.3%
出入国在留管理庁による特定産業分野におけるマッチング支援	(47/77)	(41/77)	(31/77)

オ 監理団体における要望・意見

- ・出入国制限緩和の早急な実施:44.4%(8件/18件)
- ・出入国制限緩和の見通し等についての情報提供:27.8%(5件/18件)

3 参考 (公財)ひろしま国際センター等における外国人相談状況

(R2年2~7月;件数)

新型コロナウイルス感染症に関連した相談内容	ひろしま国際センター	(参考) 3 市
1 体調不安,検査希望,感染予防	34	35
2 定額給付金等の手続き など	78	406
3 社会保険, 生活困窮(生活資金, 住宅費, 税免除等)	12	191
4 労働関係 (解雇, 仕事探し, 休業補償等)	10	82
5 ビザ・出入国関係	9	25
合 計	143	739

(注) 「3市」は、技能実習生の比較的多い広島市、福山市、呉市の外国人相談窓口での件数

4 今後の対応について

○ 出入国在留管理庁による就労継続支援制度の認知の割合が6割,企業への周知も約半数に留まっており、解雇等された外国人の円滑な再就職や転職のため、支援制度の更なる周知が必要である。

このため、外国人材の受入・共生対策プロジェクト・チーム構成課が連携して、企業ヒアリング等により状況把握に継続してつとめるとともに、支援制度などの情報について業界団体や監理団体、特定技能登録支援機関等を通じた発信や、SNS(広島在住外国人生活情報サイト Live in Hiroshima)での発信等、周知の徹底を図る。

また、今年度の外国人材の受入れ・共生対策事業において、出入国在留管理庁の支援制度など新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を含む動画を新たに制作・配信することとし企業等への周知を強化する。

- 出入国制限が長期化する中、国の責任において講ずる必要がある次の措置等について、国に対し要請を行う。
 - ・ 在留資格の特例措置について、円滑な活用に向けた適時、的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・ 制限緩和後の円滑な出入国のため、出入国再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
 - ・ 帰国困難となっている元技能実習生等で、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する 生活支援のための適切な措置